

国民健康保険

問 串木野庁舎 健康増進課 ☎33-5613 市来庁舎 市民生活課 ☎21-5111

加入・脱退等の届出

75歳未満で、職場の健康保険や共済組合などに加入している方以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

他市町村から転入して本市の国民健康保険に加入するときや、他の健康保険に加入して国民健康保険を脱退するときなどは、**14日以内に届出**が必要です。

1. 加入するとき

こんなとき	必要なもの
①他の市町村から転入したとき	転出証明書、本人確認ができるもの
②職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
③職場の健康保険の扶養から外れたとき	被扶養者を抹消した職場の証明書
④子どもが生まれたとき	母子健康手帳
⑤生活保護を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定書
⑥外国人が加入するとき	在留カード等

2. 脱退するとき

こんなとき	必要なもの
①他の市町村に転出するとき	マイナ保険証等
②職場の健康保険に加入したとき	マイナ保険証等、資格取得連絡票
③職場の健康保険の被扶養者になったとき	マイナ保険証等、資格取得連絡票
④死亡したとき	死亡の事実がわかるもの
⑤生活保護を受けるようになったとき	マイナ保険証等、保護開始決定通知書

3. その他

こんなとき	必要なもの
①市内で住所が変わったとき	マイナ保険証等
②世帯主の変更や氏名などが変わったとき	マイナ保険証等
③就学のため家族と離れて他の市町村で生活するとき	マイナ保険証等、在学証明書
④出稼ぎ等で長期間住所を離れるとき	マイナ保険証等
⑤資格確認書を無くしたときまたはき損したとき	本人を確認できるもの(運転免許証など)



〈広告〉

常にお客様に寄り添い続けられる
パートナーでありたい

Affac 法人会認定ショップ 募集代理店
アフラック

株式会社
ハートライフ・恵
HEART LIFE KEI

がん保険 医療保険 介護保険
死亡保険 退職保険 学資保険

生命保険に関することなら
何でもお気軽にご相談下さい

☎ 0120-343-358

串木野ロータリー前店

いちき串木野市旭町 144 番地 SKハイツ102



療養費など

1. 給付の種類・内容等

給付の種類	給付の対象	給付の内容	必要なもの
療養費	①治療用装具等の給付が必要と認められるとき	全額自己負担した費用の保険適用分を支給します。	マイナ保険証等、医師の証明書(医証)、領収書、世帯主名義の通帳 ※医証は①のみ
	②国民健康保険に加入されている方(被保険者)が、マイナ保険証等を提出しないで保険医療機関等で手当てを受けた場合で、マイナ保険証等を提出しなかったことがやむを得ないと認められるとき		
高額療養費	1か月の医療費の患者負担(一部負担)が高額になったとき	一定の自己負担額を超えた額を高額療養費として支給します。	申請書、マイナ保険証等、領収書、世帯主名義の通帳
葬祭費	国民健康保険に加入している方(被保険者)が死亡したとき	葬祭を行った方に対して2万円を支給します。	マイナ保険証等、葬祭を行った方の通帳
出産育児一時金	国民健康保険に加入している方(被保険者)が出産したとき	50万円を支給します。	出産後:マイナ保険証等、世帯主名義の預金通帳、分娩機関の発行する領収書

2. 高額療養費貸付制度

高額療養費の支給見込みが1万円以上であり、かつ、高額な医療費を支払うことが困難と認められる世帯に対して貸付けを行います。

3. 人間ドック等検診助成制度

国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入の方が、脳ドック・人間ドック・がんドックを受診する際、次の医療機関に限り、ドック料金3割の自己負担分だけで、受診できます。

医療機関

(脳ドック)いちき串木野市医師会立脳神経外科センター

(人間ドック)金子病院、花牟禮病院、丸田病院

(がんドック)厚地記念クリニック、南風病院

上記以外の人間ドック等検診助成金の請求手続

ドック料金を全額支払った後に、検査結果書・領収書・マイナ保険証等・世帯主名義の通帳(国保)または受診者名義の通帳(後期)を持参して申請されると、後日、助成金(ドック料金の7割相当分)を指定の口座に振り込みます。

助成対象者

国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方及び後期高齢者医療被保険者



1 保険税の納付義務者

納付義務者はその世帯の世帯主です。※世帯主は国民健康保険に加入していなくても、世帯員が国民健康保険に加入された場合、国民健康保険税の納付義務者になります。

2 保険税の計算方法

保険税は、国民健康保険の資格が生じた月からかかり、年度途中で資格を取得・喪失した場合は月割計算になります。

年間保険税は、次の(1)(2)(3)を合計した額です。

(1)所得割額・・・(所得に応じて)前年中の所得を基に算定します。

(2)均等割額・・・(加入人数に応じて)

(3)平等割額・・・(1世帯当たり)

※参考 令和7年度の税率

区分	内容	税率		
		(医療分)	(支援分)	(介護分)
対象者		加入者全員	加入者全員	40歳以上65歳未満の加入者
所得割額	加入者の令和6年中の所得に応じて算定	10%	2.54%	2.52%
均等割額	加入者1人あたりの額	25,000円	6,100円	7,200円
平等割額	1世帯あたりの額	24,000円	5,000円	4,200円
課税限度額	各種割額の合計の上限額	66万円	26万円	17万円

★世帯の総所得金額等の合計による法定軽減措置や後期高齢者医療制度の移行に伴う負担緩和措置などあります。詳しくは市のホームページをご覧ください。



3 保険税の納付方法

保険税の納期は4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6期です。

保険税は次のいずれかの方法で納付していただきます。

(1)納付書払い (2)口座振替 (3)年金天引き

※年金天引きは、次の条件を全て満たす方が対象となり、納付方法が変更になる方には通知します。

①世帯内の加入者全員が65歳以上75歳未満であること

②世帯主が加入者で年間18万円以上の基礎年金受給額(老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金)を受給していること

③世帯主の介護保険料が年金からの天引きになっており、介護保険料と国保税の合計額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えないこと

※便利な口座振替をおすすめしております。

4 保険税の減免

次の理由などにより国民健康保険税の納付が困難であると認められる場合、国民健康保険税を減免する制度があります。減免申請は納期限7日前までに提出が必要ですので、お早めにご相談ください。

①災害等により住宅などが全半壊・床上浸水といった損害を受けた場合

②疾病、負傷または障害等により失業し、就業の意志があるにもかかわらず、就業の見込みがなく所得が激減した場合

5 納税相談

病気など特別な事情により納付が困難な場合には、事情に応じて分納などのご相談に応じます。お早めに税務課にご相談ください。



介護保険制度

問 串木野庁舎 長寿介護課 介護保険係 ☎33-5673

串木野庁舎 長寿介護課 介護予防係(地域包括支援センター) ☎33-5644

介護保険は急速な高齢化、寝たきりや認知症の高齢者の急増、家族の介護機能の変化などから難しくなっている家族介護を社会全体で支え、支援していく制度です。

1. 介護サービスを利用できる方

①第1号被保険者(65歳以上の方)

寝たきりや認知症などで日常生活動作(入浴、排泄、食事等)について介護が必要な方

家事や身支度などの日常生活に支援が必要な方

②第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)

初老期の認知症、脳血管疾患など、要介護状態の原因である身体上または精神上の障がいが増加に伴って生ずる心身の変化に起因する16種類の特定疾病によって介護や支援が必要となった方

2. 要介護(要支援)認定の申請

介護サービスを受けるためには、どの程度の要介護状態または要支援状態(要介護度)に該当するかを判定するため、市に要介護(支援)認定の申請をする必要があります。

申請を受付後、約1~2週間以内に調査員が自宅等(施設・病院)を訪問し心身の状態を調査します。その調査結果とかかりつけ医(主治医)の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成する「介護認定審査会」で、審査・判定を行います。

3. 介護サービス

要介護認定を受けられた方が、サービスを利用する時は、居宅介護支援事業所と契約を結び居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)が本人、家族の希望を取り入れた介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。

要支援認定を受けられた方は、地域包括支援センターと契約し、ケアプランを作成します。

介護サービスは大きく分けて7つのサービスがあります。

- ①居宅サービス
- ②地域密着型サービス
- ③居宅介護支援
- ④介護保険施設
- ⑤介護予防サービス
- ⑥地域密着型介護予防サービス
- ⑦介護予防支援

●居宅サービス

居宅サービスとは、自宅で生活する人を対象とした介護保険の介護サービス全般のことをいいます。「要介護1~5」と認定された人が利用できます。

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売

●地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市が指定する事業者が地域住民に提供するサービスです。「要介護1~5」と認定された人が利用できます。

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護

保険・年金

〈広告〉



あなたの笑顔を見たいから…
穏やかで豊かな暮らしを支えます
社会福祉法人 照島会

特別養護老人ホーム **潮風園**

いちき串木野市別府3570
特別養護老人ホーム **832-5780**
デイサービスセンター **832-5851**
在宅介護支援センター **832-5831**
居宅介護支援事業所 **832-5831**

グループホーム
うれし舎

地域に根ざした
みんなの場所

いちき串木野市生福 6303-9
☎0996-32-5061

住み慣れたご自宅での
「笑顔」で「穏やか」に「健やか」な
暮らしをサポートします。

医療法人 健仁会
訪問看護ステーション
ほがらか

ご利用可能な方
新生児から高齢者まで、病状や障がいの程度に関わらず、
医師が訪問看護を必要と認めた方が受けられます。

いちき串木野市大里 3816-1
(国道3号線 いちきAコープ横) **TEL (0996)36-2053**

医療法人 健仁会 **デイサービスすこやか**
いちき串木野市大里 3910
TEL (0996)36-5800

- ・地域密着型通所介護
- ・療養通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

●居宅介護支援

居宅介護支援は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

●介護保険施設

介護保険施設は、介護保険サービスとして利用できる居住型の介護施設のことです。「要介護1～5」と認定された人が利用できます。

- ・介護老人福祉施設(原則、要介護3以上と認定された人が利用可能)
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

●介護予防サービス

介護予防サービスとは、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、また、状態の悪化を防ぐために生活機能の維持向上や改善を目的としたサービスです。「要支援1～2」と認定された人が利用できます。

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防特定施設入居者生活介護

●地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスとは、「要支援1～2」と認定された人が受けられるサービスであり、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスのことをいいます。原則として、サービスを提供する事業者のある市町村に住む人がサービスを利用できます。

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

●介護予防支援

「介護予防支援」とは、要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要支援者の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うことをいいます。

4. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業とは、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、高齢者本人を取り巻く環境や地域も含めてアプローチができるように介護予防事業を見直した事業です。年齢や心身の状態を考慮して自立支援に関する取組を推進するために、リハビリを中心とした介護予防の機能強化を図るように構成されています。

本市では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成27年4月から開始し、サービスの充実を図ってきました。総合事業では、要支援者の方や要支援者となるおそれのある方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の全ての方が利用できる「一般介護予防事業」があり、介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行っています。

サービスを利用したい人は、地域包括支援センターへご相談ください。

●介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、単独世帯が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加したことにより、介護事業所だけではなく、ボランティアや民間企業など多様な方向から住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくりを提供することが必要です。

介護予防・生活支援サービス事業には4つのサービスがあります。

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・その他の生活支援サービス
- ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)

●一般介護予防事業

一般介護予防事業は、65歳以上の全ての方が利用できます。出前講座等で介護予防の知識を学び、通いの場や地域サロンなど、地域の身近な場所で人と人のつながりを通して介護予防の活動を継続できるように支援するための事業です。

一般介護予防事業には5つの事業があります。

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一般介護予防事業評価事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業

5. サービスの利用者負担

原則、サービスの利用者負担は、利用者の所得要件等により費用の1～3割となります。施設サービスまたはショートステイなどのサービス内容によっては、居住費等、食費など別途必要となります。低所得の人が施設サービス等を利用する場合、市に申請することで居住費等、食費が軽減されます。

同じ月に利用したサービスの利用者負担が高額になり上限額を超えた場合、市に申請することで「高額介護(予防)サービス費」が支給されます。

また、介護保険と医療保険の自己負担額が高額になり、年間(8月1日～翌年7月31日)の自己負担額を合算して上限額を超えた場合、市に申請することで「高額医療合算介護(予防)サービス費」が支給されます。



1. 被保険者

●65歳になった月から加入(65歳の誕生日の前日がある月)

2. 第1号被保険者の保険料(令和6年度～令和8年度)

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している方、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80.9万円以下の方	19,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80.9万円を超え120万円以下の方	33,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が120万円を超える方	46,900円
第4段階	世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80.9万円以下の方	61,700円
第5段階	世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80.9万円を超える方	68,600円
第6段階	本人に市民税が課税されており、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	82,300円
第7段階	本人に市民税が課税されており、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	89,100円
第8段階	本人に市民税が課税されており、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	102,900円
第9段階	本人に市民税が課税されており、本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	116,600円
第10段階	本人に市民税が課税されており、本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	130,300円
第11段階	本人に市民税が課税されており、本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	144,000円
第12段階	本人に市民税が課税されており、本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	157,700円
第13段階	本人に市民税が課税されており、本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	164,600円

※合計所得金額:収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

平成30年4月1日からは、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(保険料段階が第1～5段階のみ)」した金額を用います。

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに見直します。最新の保険料は市ホームページをご覧ください。

3. 納期

4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6期です。

※口座振替日は、各納期月の25日(金融機関が休日のときは翌営業日)となります。

後期高齢者医療保険料

1. 被保険者

●年齢が75歳以上の方

●年齢が65歳以上の方で、一定以上の障がいがあり、市役所に認定の申請を行った方

※社会保険等の被保険者やその被扶養者であった方も、75歳になると後期高齢者医療制度にそれぞれ加入することになります。

2. 税率(令和7年度)

①均等割額:59,900円

●同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得状況に応じて、均等割額が軽減されます。

軽減割合	令和7年度 軽減後の均等割額
7割	17,900円
5割	29,900円
2割	47,900円

②所得割額:(総所得金額等一基礎控除(所得に応じて0～43万円))×11.72%

保険料年額(限度額80万円)=①+②

●会社などの健康保険の被扶養者であった方は所得割額の負担はありません。また、資格取得後2年を経過する月までの期間に限り、均等割額が5割軽減されます。

3. 納期

4月、6月、8月、10月、12月、2月の6期です。

※口座振替日は、各納期月の25日(金融機関が休日のときは翌営業日)となります。

※詳しくは市のホームページをご覧ください。



国民年金

問 串木野庁舎 市民生活課 ☎33-5612 市来庁舎 市民総合窓口係 ☎21-5111 川内年金事務所 ☎22-5276

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、原則として国民年金に加入しなければなりません。

1. 加入対象者

種別	対象者	保険料の納め方
第1号被保険者	自営業・農業・学生・アルバイト・無職の人など	加入者自身が納めます。
第2号被保険者	会社員・公務員など	勤務先の厚生年金や共済組合などの年金制度から納められます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	第2号被保険者の加入年金制度から納められます。
任意加入	日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方や海外に住所のある20歳以上65歳未満の日本人は希望により国民年金に加入することができます。	加入者自身が納めます。

2. 国民年金に関する届出

このようなとき	届出場所	必要なもの
勤め先を退職したとき (厚生年金や共済組合をやめたとき)	市民生活課(串木野庁舎) 市民総合窓口係(市来庁舎)	・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・退職した年月日がわかる書類(離職票など)
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されなくなったとき (離婚、死別、収入が増えたときなど)		・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・扶養されなくなった年月日がわかる書類
任意加入するとき、やめるとき		・加入(60歳以上)の方は通帳・銀行印 ・年金手帳または基礎年金番号通知書
保険料を納めるのが困難なとき (免除申請をするとき)	配偶者の勤務先	・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・離職票など
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されるようになったとき (結婚したとき、収入が減ったときなど)		※健康保険の扶養届と一緒に事業主が行います。
第3号被保険者の配偶者の勤め先が変わったとき (共済組合から厚生年金、厚生年金から共済組合に変わったときなど)		※健康保険の扶養届と一緒に事業主が行います。
基礎年金番号通知書の再交付	第1号被保険者は市民生活課(串木野庁舎)・市民総合窓口係(市来庁舎) 第3号被保険者は配偶者の勤務先	

※マイナポータルを利用し、電子申請を行うことができます。



保険・年金

3. 保険料

保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになっています。

※年度毎に異なります。

付加保険料…月額 400円
(第1号被保険者で希望される方)

4. 国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料を納めることが困難となった方について、前年所得により「全額免除」、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」があります。

5. 納付猶予制度

50歳未満(学生を除く。)について、世帯主の所得に関わらず本人及び配偶者の前年所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付を猶予する制度です。納付の猶予を受けた期間は、追納しなければ年金額には反映しません。

6. 学生納付特例制度

学生で、本人の前年所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が猶予される制度です。納付の特例を受けた期間は、追納しなければ年金額には反映しません。

7. 産前産後免除制度

国民年金1号保険者が出産した際に出産前後の一定期間の保険料が免除されます。

8. 国民年金の給付

給付の種類	受給要件	手続先
老齢基礎年金	保険料を原則10年以上(免除を含む。)納めた方が65歳になったとき ※加入期間に第2号、第3号の期間が含まれる場合の手続先は、年金事務所になります。	市民生活課 (串木野庁舎)
障害基礎年金	国民年金に加入中のけがや病気で重い障がいが残ったとき	
遺族基礎年金	受給要件を満たした夫が子(※)を残して亡くなったとき(「子のある妻」または「子」が受け取ります。) ※「子」とは18歳になった年度末までの間(障がいのある子は20歳未満)にある子をいいます。	

※保険料の未納期間が多いと、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給できない場合もあります。



保
険
・
年
金

詳しくはお近くの年金事務所【川内年金事務所 ☎22-5276】
串木野庁舎市民生活課・市来庁舎市民総合窓口係にお問合せください。

